

内閣府大臣政務官

舞立昇治様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和元年8月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	藤縄喜和
鳥取県市長会長	深澤義彦
鳥取県市議会議長会長	山田延孝
鳥取県町村会長	宮脇正道
鳥取県町村議会議長会長	秦伊知郎

地方創生の着実な推進について

《提案・要望の内容》

- 地方から東京圏への人口流出について、2018年においても13万人超の転入超過となるなど東京一極集中の改善が見られないことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、引き続き「東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」ことを基本目標として掲げるとともに、その達成に向けて、政府として自ら、これまで以上に大胆に取り組むこと。
- 政府関係機関・企業・大学の地方分散を進めるなど、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関については、第2弾の移転検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として大胆かつ継続的に進めること。
- 地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、現在、策定に向けて検討が進められている第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。
- 地方創生推進交付金について、十分な規模を確保して継続するとともに、国と地方の協議の場を活用するなど、地方の意見を踏まえた大胆な制度改正を行うこと。

1 地方の実情に沿わない申請要件、用途の制約の廃止を

- ・ 重要先駆性の申請要件において各自治体規模等の実情が加味されておらず、地方創生に資する事業であっても必要条件を満たすことが難しい。
 - ・ 募集開始から申請締切までの期間が短く、効果的な計画を練り上げられないまま申請せざるを得ないケースもある。
 - ・ 旅費等、地方創生を進める中で必要な経費が交付対象外となっており、事業遂行の妨げとなっている。
- ⇒ 各地域の実情に応じた課題の解決に向けて、自主性・主体性を活かした取組が行えるよう、制約の大胆な排除が必要。

2 財政力に応じた交付率の引き上げを

- ・ 1/2の地方負担が必要であることから、財政力が弱い団体は大胆な取組を躊躇せざるを得ない。
- ⇒ 事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、財政力に応じた交付率の引き上げ等が必要。

【参考】交付金制度に係る県内市町村からの意見

- ・ 重要先駆性の要件を満たすことが難しい。自治体規模や地域実情の違いにより、官民連携や地域間連携が困難となり、交付金活用の妨げとなっている。
- ・ 交付申請の期間が短いため、関係者で十分協議し、効果的な連携を構築することが困難であるとともに、実施計画書と地域再生計画の認定申請書類作成が必要なため、事務の負担が大きい。
- ・ 事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、2分の1の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付していただきたい。

「地方創生」の基盤となる地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

【地方分権改革の推進】

- 国から地方への権限移譲については、全国一律の移譲を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権特区」の導入を大胆に推進すること。
- 地方や住民が地方分権改革の意義や効果をより一層感じられるよう、国の地方分権改革推進本部及び有識者会議において、現在の「提案募集方式」の取組に加え、国と地方の役割分担や「従うべき基準」の見直しなど制度的な課題について検討を行うこと。
- 地方の実情に応じた施策展開の支障となる「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」等に見直すとともに、「従うべき基準」の新たな設定は厳に行わないこと。
- 国と地方の協議の場に分科会を設置するなど、国と地方が協力して政策課題に対応し、政策の企画・立案段階から地方の意見を反映する実効性のある仕組みを構築すること。
- 国と地方の税財源の配分を役割分担に見合うように見直し、地方税源の充実とともに、税源の遍在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 国と地方の基本的な役割分担を見直し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねること。また、地方版ハローワークなどのように、国と地方の柔軟な連携を通じて、地域の実情に応じた施策の展開を実現すること。

【提案募集方式】

- 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、提案の実現を前提とした場合の支障などの立証・説明責任を国が十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行う方式とすること。
- 提案の対象外とされている国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、一律に対象外と整理するのではなく、提案の内容を踏まえて柔軟に対応すること。

【現状・課題】

- ・人口減少や少子高齢化など地方公共団体の現状を踏まえ、国と地方、また都道府県と市町村の基本的な役割分担を前提としつつも、国、都道府県、市町村という従前の三層性の枠に過度にとらわれることなく、リソースの最大活用の観点から行政の連携を柔軟に考えていく必要がある。
- ・また、地方分権改革の更なる推進に向けて、実証実験的な権限移譲を行う「地方分権特区」制度の導入を行うとともに、国においても、制度的議論を行うことが必要である。
- ・地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲が行われていないことから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が必要である。
- ・地方分権改革推進委員会は第2次勧告及び第3次勧告で義務付け・枠付けの見直しを勧告したが、福祉分野を中心に施設等の面積、有資格者の人員配置などに関する基準において、地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多用されている。第9次地方分権一括法により、放課後児童クラブの支援員に係る「従うべき基準」の参酌基準化が行われたが、地域の実情に応じた基準を設けることができるように引き続き「従うべき基準」の見直しを進める必要がある。
- ・地方分権改革の手法として一定の役割を果たしている「提案募集方式」は6年目を迎えたが、地方分権改革の更なる推進のため、「提案募集方式」の見直しが必要である。

【地方分権改革の成果を実感できる制度的担保の必要性】

より一層の地方分権改革を推進していくには、地方分権の成果を広く地域が実感できるような制度的担保を図っていくことが重要であり、個々の支障事例を解消する検討・議論に留まらず、以下をはじめとした制度的議論を展開していくべきである。

(1) 地方主導で行う実証実験的な分権特区「地方分権特区」の制度化

- ・「地方分権特区」とでも呼べる実証実験的な権限移譲について、現在は提案募集方式による提案として対応されているところであるが、提案に際しては他の個別事業見直しと同様、実際に発生した具体的な支障事例が求められるなど、いわゆる実証実験的な目的による提案は事実上受け付けられていない。地方主導による地方分権改革を推進すべく、提案募集方式とは別枠で制度化すべき。

(2) 地方税財源の充実・確保など中長期的かつ制度的な課題への対応

- ・国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等の議論と並行して、各地方公共団体における地方分権の推進基盤たる地方税財源の充実・確保など、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた中長期的かつ制度的な課題について問題提起するため、今後、地方分権改革推進本部や有識者会議において具体的議論を展開していくべき。

(3) 「従うべき基準」の制度的議論

- ・放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化にあたっては、報道や国会審議等において「基準の撤廃」や「質の低下」といった提案内容の本質が理解されていない議論も一部見受けられた。今後、福祉等分野における「従うべき基準」に関しては、質の確保の議論に偏りがちな個々の事業見直しではなく、「従うべき基準」を一括して地方分権改革の制度論として議論を開始すべき。

(例：福祉等分野における「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」へ一律見直す 等)

【参考】令和元年の地方分権改革に関する提案募集について

(1) 関西広域連合による「地方分権特区」提案

- ・ 関西広域連合は、令和元年の提案募集に際し、実証実験的な権限移譲を求める「地方分権特区」の提案として、以下3件の提案を実施。
- ・ しかし、いずれの提案も、具体的な支障事例が不足することを理由に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理され、各省庁との調整は行われないこととなった。
 - ①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲
 - ②大学の許認可等の権限移譲
 - ③専門職大学の許認可等の権限移譲

(2) 提案募集の対象外と整理された提案（例）

「企業主導型保育事業の制度創設前に設置された院内保育施設に対する助成対象の拡大」

(提案団体：島根県、中国地方知事会)

企業主導型保育事業は、新たな保育の受け皿確保のため創設されたことから、制度創設前（平成28年3月31日以前）に設置された施設への補助は認められていないが、院内保育施設については制度創設前の施設であったとしても、企業主導型保育事業の助成対象とする。

⇒対象外の理由：当該提案は単に補助金の対象範囲の拡大を目的とする提案であり、「補助金等の要綱等に関する規制緩和」には該当しないため。